

## 沖縄県職員住宅管理業務委託（うるま荘・若夏荘）契約書

沖縄県東京事務所長 渡久地 一浩（以下「甲」という。）と株式会社  
（以下「乙」という。）とは、沖縄県職員住宅（以下「職員住宅」という。）の管理に関する業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （業務の委託）

第1条 甲は、沖縄県職員住宅貸付規定（昭和60年3月15日訓令第3号）に定める職員住宅等の管理に関する業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 委託業務は、別添「沖縄県職員住宅管理業務委託（うるま荘・若夏荘）仕様書」のとおりとする。

### （履行期間）

第2条 履行期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 委託料は、  
円とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円）

2 前項の委託料の内訳は、次のとおりとし、維持補修業務費から管理業務費への流用はできない。

（1）管理業務費 金 円

（2）維持補修業務費 金 円

3 前項の委託料は、毎月精算払いするものとし、乙の請求に基づき支払うものとする。

4 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受取した日から30日以内に支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 乙は、沖縄県財務規則第101条第1項の規程により、契約金額の100分の10以上を県に納付すること。ただし、同規則第101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除。

### （委託料の額の変更）

第5条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行

為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務報告書の提出)

第7条 乙は毎月10日以内に、次に掲げる事項を記載した業務管理報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 実施した業務内容及び実績
- (2) 委託料の執行状況

2 乙は、事業年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 職員住宅等の管理に関する業務の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況

(文書の管理・保存)

第8条 乙は、委託業務を処理するに当たり作成し又は取得した文書等を適正に管理し当該年度経過後5年間これを保存しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 乙は、委託業務を行うに当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは甲は乙に対して求償権を有するものである。

(守秘義務)

第10条 乙は、委託業務を行うに当たり、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を行うに当たり、甲から引き渡され又は自ら作成し若しくは取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査報告等)

第12条 甲は、乙に対し、委託業務について随時に調査を行わせ、必要な報告を求めるとともに、業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の指示による調査に際し、現に使用している職員住宅に立ち入るときはあらかじめ当該職員住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 前項の規定により調査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務の全部又は一部についてこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める条項に違反し、又はこの契約に基づく甲の指示に従わない場合。
- (2) 乙がこの契約の履行に際し、不正の行為があった場合。
- (3) 住宅等を譲渡し、又は住宅等の滅失により、住宅等を公共の用に供する必要性がなくなった場合。

(4) この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合。

2 前項第1号又は2号の規定より契約を解除した場合において、支払った経費の全額又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることができる。

(管理業務の引継)

第14条 乙は、契約期間の満了又はその他の理由により管理を終了する際には、新たな管理業務受託者が行う管理運営業務に支障が生じないように円滑に、かつ、誠実に引継ぎを行わなければならない。

(協議)

第15条 この契約に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 東京都千代田区平河町 2-6-3  
沖縄県東京事務所長 渡久地 一浩

乙

**第1 趣旨**

この事項は、乙が本契約による管理業務を行うにあたり、甲から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

**第2 責務**

乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）の重要性を認識し、本協定による業務を実施するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

**第3 秘密の保持**

乙は、本協定による管理業務を行うに当たり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

**第4 収集の制限**

乙は、本契約による管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

**第5 利用及び提供の制限**

乙は、本契約の目的以外の目的（建物の賃貸、仲介業務等）のために保有個人情報を自ら利用し、又は甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

**第6 複写又は複製の禁止**

乙は、本契約による管理業務を行うに当たり甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

**第7 適切な管理**

乙は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他保有個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏えい時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

**第8 再委託の禁止**

- 1 乙は、本契約による管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。
- 2 甲の承諾は、乙と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本契約による乙の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

**第9 資料等の返還等**

乙は、保有個人情報が記録された資料等について、この契約の満了後に直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**第10 従事者への周知**

- 1 乙は、本契約による管理業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も保有個人情報を他に漏らしてはならないこと、目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第66条又は第67条の規程に該当した場合は罰則の適用があることを周知しなければならない。
- 2 乙は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかなければならない。

**第11 実地調査**

甲は、乙が本契約による管理業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について適切な措置が講じられているか確認するため、実地調査するものとする。

**第12 事故報告**

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。